

設計業務委託等技術者単価について

調査設計業務等技術者給与等実態調査に基づき、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術者単価（基準日額）を決定した。

（１）設計業務委託等技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価は、次の１．～４．で構成される（図－１）

- １． 基本給相当額
- ２． 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
- ３． 賞与相当額
- ４． 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、
労災保険、介護保険、児童手当）

$$\boxed{\text{設計業務委託等技術者単価}} = \overset{(1)}{\boxed{\text{基本給相当額}}} + \overset{(2)}{\boxed{\text{諸手当}}} + \overset{(3)}{\boxed{\text{賞与相当額}}} + \overset{(4)}{\boxed{\text{事業主負担額}}}$$

所定労働時間内8時間当たり

図－１ 単価の構成

（２）単価に含まれない賃金、手当

- １． 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ２． 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

（３）留意事項

設計業務委託等技術者単価は公共事業の設計業務委託等の積算に用いるためのものであり、以下の点に十分留意する。

- ・ 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと
- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（１）のとおりであり（２）に示すものは含まれないこと。